第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

死没者調書

本籍地 [redacted]

現住所 [redacted]

所属部隊 北華海軍司令部

入隊年月日 昭和十六年五月一日

官等階級 [redacted]

役種 現役

入隊官署 [redacted]

戦死傷病者年月日 不明

戦地到着年月日 不明

勤務概要

[redacted]

死亡(受傷)年月日 昭和十年十月十日

死亡(受傷)の地 [redacted]

死亡(受傷)の原因 [redacted]

[redacted]

昭和十年五月二日 於ハルビン東郊 [redacted]

[redacted]

昭和十二年七月八日

[redacted]

現住所 [redacted]

所属部隊 北華海軍司令部

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第百五海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所（居住者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	時間	職場	死亡年月日	死亡場所	遺族住所	遺族以外の消息	賞典	記事
三等工員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	第百五海軍工作部附 昭和九年十五月廿五日（傭）	昭和十九年十二月	昭和二十年五月	昭和二十年五月	昭和二十年五月二十日	特攻	[redacted]		現地ニ於テ 昭和二十年五月分 [redacted] 金	

（同書類）

1701

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日 [redacted]

本籍地 [redacted]

現住所（家族等） [redacted]

採用年月日 第百三海軍工作部 [illegible] 年 十月 日（雇用）

給料（日給） [illegible]

日時 昭和二十年 月 日 [illegible]

場所 比律賓 ルソン ボビーナ

死因 [illegible]

遺骨遺品ノ有無 有 無

遺族 海軍[illegible]大尉 [redacted]

戦歿公共ノ者ノ恩給 [illegible]

記事 現地ニ於テ [illegible] [redacted]

122

21-7-15 12表

第百三海軍工作部現地採用工員調書

氏名 生年月日	本籍地	現住所（寄宿者）	採用前	採用年月日	給料（日給）	職	時	場所	死亡年月日	死亡場所	死亡時の状況	死亡原因	遺族の住所	遺族の続柄	遺族扶養者	遺族以外の親族	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	昭和十九年十二月二十五日（嶺南）	[redacted]	[redacted]	昭和二十年五月三日五時	比律賓 北部ルソン ナグンシ	資	第百三海軍工作部 海軍兵站大尉	[redacted]	現地ニテ [redacted]	[redacted]	[redacted]			

275

47188

死亡者調書

本籍地	[redacted]
現住所	〃 [redacted]
所屬部隊	北菲空
入團年月日	四一、四、六、三、〇
官等級	氏名 [redacted] 生年月日 [redacted]
兵種	兵科（高射砲）
階級	海軍二等兵曹 [redacted]
戦死傷出発年月日	
戦地到着年月日	
勤務ノ概要	〇東方面部隊通信班無線要員
死亡年月日	昭二〇、二、一七 空襲ノ爆撃ニ伴フ爆発
死亡（戦傷部位）	右大腿部貫通銃弾創
死亡場所（戦傷後死亡ノ場合ハ戦地ニ於ケル病名）	戦場後送中マニラ中間病院 戦傷病死
死亡年月日時刻及場所	昭二〇、五、三 於ルソン島東岸アムリン流
右申告ス	
昭和二十一年十月二十六日	
本籍地	[redacted]
現住所	[redacted]
所屬部隊	北菲海軍航空隊
官等級	海軍中尉
氏名	[redacted]

210

戦死証明書

氏名　故海軍中尉　[redacted]（行方不明）

本籍地　[redacted]

遺族現住所　右ニ同ジ（妻）[redacted]

戦死月日　昭和二十年五月二日一八〇〇

戦死場所　アリューシャン　ミッドウェー島　ダッチ港　第二十砲台内

戦死理由　敵ニ対シ右砲台義ニ砲台奪取ノ際

新道ヲ敢行　四方ヨリ敵戦艦集中射撃ヲ受ケ　戦死ス

戦死時部隊名　第二十特別根拠地隊

海軍陸戦隊　第二大隊　砲隊　第一小隊　隊長

右之通　間違無ク

現認證明致候

四月三日

[redacted]

呉第二復員局

[redacted]

元海軍上等兵曹

[redacted]

[redacted]

援護人事部

印

32846

死亡者調書

所籍地	[redacted]
現住所	仝右
所属部隊	第二十二兵府第九付属隊
入隊年月日	昭和拾九年参月壱日
官等級	陸軍二等兵
氏名	[redacted]
生年月日	
兵種	水兵
入籍番号	
死亡年月日	昭和拾九年拾月拾日頃
戦地到着年月日	昭和不明年・月・日
勤務概要	呉第二兵團→信太山衛戍病院→廣島第二師團→仁保→宇品→宮島→廣島→宇品→宮島(日不明)
発病(負傷年月日)	昭和弐拾年弐月頃日

32846

609

死亡ノ原因ニ付テハ其ノ事実	
傷病ニ基ク疾病ノ状況	不明
死亡ノ時刻及場所	昭和弐拾壱年壱月廿日氏名不詳ニ於テ死亡

右申告ス

左者ノ所在不明

[redacted]

昭和弐拾壱年 参月 七日 白

本籍地	不明
現住所	[redacted]
所属部隊	陸軍第[redacted]隊
官等級	
氏名	[redacted]
入籍年月日	

609-10

備考

(一) 本調書ハ部隊長又ハ職務取扱者等其地方復員局人事部長宛通報スベキ責任者ニ於テ知得シタルモノニ付記載ス

(二) 其筋在職ノ特務士官、准士官、下士官其ニ付記載ス

(三) 同行邦人ハ勿論、他府県出身者ニ就テモ記載ス

(四) 知得シタル範囲ニ於テ出来得ル限リ詳細ニ記載ス

(五) 他人ヲシテ聞キテ承知シタル事項ハ伝聞ニ相手方ヲ記載ス

平仲

申告者 [redacted] ノ言ニ依レバ [redacted] ノ人員ハ爆死五名ヲ含ム遺骨一柱ノ他ハ爆死者四名ト共ニ之ヲ死体改葬ニト四日間調査ノ上遺骨発見シ戦死認定書ヲ [redacted] 長作製シ若槻須賀海軍工作学校ニ送付ス 尚当時部隊長 [redacted] 大尉ニテ部隊長自ラ遺骨ヲ学校ニ携行セリ 又部隊長復員時 [redacted] 相談ヲシタルト申セバ部隊長 [redacted] 相談ヲシタルト申セバ部隊長 [redacted] 大尉ニ合流シ[illegible]ト申セバ [redacted]

聴取者 [redacted]

608

戦死者申告

[redacted]

所属 三十二特根

死亡年月日 三十年六月四日

死亡場所 大湾内

[redacted]

所属 海軍上等兵曹

死亡年月日 三十年六月四日

死亡場所 大湾内

死亡状況

三十年六月三日夜 兵甲標的塔乗員ト二名出撃、翌

[redacted]

次級艦ノ如ク未帰還、捜索十七時ヨリ

[redacted]

[redacted]

三十二特根

438

郵便はがき

京都府
舞鶴市

舞鶴地方復員局
人事部

市中

21.7.9

439 138073

第百三海軍工作部現地採用工員調書

| | | |

6149

戦没者の氏名の調査依頼票

現況不明者消息調査依頼票

厚生省援護局人事部

年　月

中告者								
所属部隊	[redacted]							
元等級	[redacted]	氏名	[redacted]					
本籍地	[redacted]							
本人	所属部隊	久五三空	等級	兵長	氏名	[redacted]		
	参考事項	伊佐者[redacted]より次ぎ[illegible]「バタンボン」に於て戦病死せる旨伝ありと（[illegible]）						
回答欄	死亡年月日	昭和二十年五月[illegible]日						
	死亡場所	ルソン島バタンボンの[illegible]						
	死亡状況	マラリヤ[illegible]						
その他	[redacted]							

（註）(イ)戦没者の行方不明年月日及び其の場所又は地域を明確に知得しておかれない場合は推定でもよいからなるべく詳しく記載されたい。
(ロ)消息を確認されたのち他人から得た知識事実であるとき必ず記載されたい。
(ハ)本票以外で戦没公表未済者と面接の際は遺族にも下さい。
(ニ)提出先　厚生省援護局人事部　援護　宛

265

8845

第百五海軍工作部現地採用工員調書

氏名	生年月日	本籍地	現住所（寄宿者）	略歴							消息						記事
	二等工員			採用前	採用年月日	給料（日給）	職				殘				殘務以外ノ消息	給與	
							日	時	別及職業	場所	職種	症狀	傷者ノ職業	傷者ノ職種		賞與	
[redacted]	日生	[redacted]	[redacted]	昭一〇・一一・一 紅雲丸（人夫頭）	第百五海軍工作部附 昭和十九年十月一日（復用）	昭和十九年十月一日 昭和十九年十月	一八〇	昭和二十年五月五日 時	戰病死（マラリヤ）	北緯一〇度 東經一〇度	有	衆毒	文一〇五工員工作部	[redacted]		現地ニ於テ 昭和二十年 月 日 現地ニ於テ 昭和 年 月 日	現地ニ於テ 昭和 年 月 日

7625

16.14

第百三海軍工作部現地採用工員調書

第百三海軍工作部
被採用者 [redacted]

職業 生年月日	大正[illegible]年[illegible]月[illegible]日生		
本籍地	鹿児島県[illegible]郡[illegible]村		
住所	[redacted]		
採用前			
採用年月日	第百三海軍工作部開設 昭和十九年十月一日（採用）		
給料（日給）	昭和十九年十一月一日 昭和二十年五月一日		
戦歴	戦況	昭和二十年五月五日 第一五時三〇分 戦死（病死）「マラリア」	
	場所	比律賓 北部「ルソン」「マビーナ」	
	遺骨・名簿・遺品・有無	有 無	
殉職者	住所	第百三海軍工作部	
	氏名	海軍五等水兵 [redacted]	
戦歴以外の消息			
給与	給料・賞与時期・金額	現地に於て 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [redacted] 終者（[illegible]）	
賞典		現地に於て 昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日 [redacted] 永逝	
記事			

死亡者調書

本籍地	[redacted]				
住所	同右	氏名	[redacted]	年令	女
所属部隊	比島マニラ運輸部第七十島支部部隊徴用船第二恵徳丸				
死亡年月日	昭和十九年十月十日	役種	軍属	兵種	ナシ
級	水夫	年令	[redacted]	入籍番号	ナシ
死亡の原因	海上保険 昭和十九年十月十五日	死亡地	台湾高雄港外	昭和十八年十二月三十日	
死亡年月日	昭和十九年十月十五日	同上	比島マニラ港		
概要	マニラ到着後ハ運輸部配船部ニ於テ倉庫ノ一部ヲ借受ケ荷物ヲ保管シ居リタルモ敵機ノ空襲ニ依リ倉庫ハ焼失シ荷物ハ全部焼失シタリ マニラ出港ノ際ハ運輸部配船部ニ於テ倉庫ノ一部ヲ借受ケ荷物ヲ保管シ居リタルモ敵機ノ空襲ニ依リ倉庫ハ焼失シ荷物ハ全部焼失シタリ 月 日 負傷				
負傷部位	敵弾ニ依リ重傷				
死亡ノ原因	御傷病死				

死亡年月日時刻	昭和二十年二月一日 時刻不明	死亡場所	比島ミンダナオ島 基山中部
死亡時の状況	敵弾ニテ重傷即死	死亡の原因	戦死

右ニ通リ承知シタル事ヲ申告致シマス

昭和三十二年二月一日

申告者	入籍者ノ氏名	本籍地	[redacted]
		現住所	同右
		所属部隊	比島マニラ市二〇二建設部比島支部第一第三派遣隊

	筆記	職名	班長
		氏名	[redacted]

備考

右死亡者ハ私儀同隊班長トシテ行動セシ者ニシテ昭和二十年二月二日頃ミンダナオ島ニ上陸後ハ部隊ヲ離レ其後ノ其行方捕虜ハ不明ニシテ同船長ハ話シテ敵弾ニ依リ重傷ヲ負ヒ即刻死亡セリ聞ク

右申告者氏名

[redacted]

8.10

66743

其人第二師團三八〇〇〇九八

現況不明ノ消息調査依頼書（昭二年四月三日）

宛 [redacted] 陸軍兵第人事部

消息											
現住所	[redacted]										
元本籍		氏名	[redacted]	電報受入年月日	入隊番號	本籍	沖縄県	氏名	入隊番號		
						現住所	[redacted]				
所轄名	第二師團	発令年月日	昭八・六・一	行旅年		入隊年月日	昭九・五・五	帰還年月日			

本人		回答欄			
参考事項	第二十二、三、二一 [redacted] 隊	死亡年月日	昭和二年五月六日	光榮ノ戦死	
		死亡場所	ルソン島バタンガス州ロボ附近	戦況	

備考

(一) 戦死ヲ行ヒタル年月日及ビ場所ハ出来ルカギリ明ラカニスルコト

(二) 消息ヲ確認シ得ザルモノハ他人ニ問フ等ノ手段ヲ講ジテ調査スルコト

(三) 本票ハ其ノ戦没ノ表示ヲ為シ本人ノ戸籍謄本ヲ添付シ第二師團人事部ニ送付スルコト

66743

昭和二年五月、日比谷高砂プンコ山陣地ノ米軍ニ対シ第二師團八〇〇〇ノ主力ハ進撃ス [redacted] 隊ハ五月四日再進撃決行スルモ山ノ頂上ニテ敵ノ反撃ヲ受ケ退却ノ命令ヲ受ケ退却ス

[redacted] 上水八〇〇〇ノ為討伐ト行軍不能ト思ハレシ 五月六日自決セリ